R3年度
とやまの木で家づくり支援事業
手続きの流れ

申請者	工事の進捗	県

工務店と契約

通年募集！

① 事業計画認定申請書(様式第１号)を作成し、森林政策課または農林振興センターへ送付
※押印不用
※契約書の写し及び位置図不用

※ 事業計画認定申請書は住宅の完成の一ヶ月前までに提出すること。現地確認を伴うため、上棟までの提出が望ましい。
（提出時期によっては受理できない場合があります。）

事業計画認定通知書を送付

※ 事業計画の認定は、補助金の交付を約束するものではありません。

② 農林振興センターへ現地確認依頼

※ 農林振興センター職員による現地確認が必要。

※ 県産材の概算使用量が20m3未満の場合など、農林振興センターの判断で現地確認を不要とすることがあります。

棟上げ

現地確認

内装工事

完成

③ 補助金交付申請書(様式第６号ほか)を作成し農林振興センターへ提出（住宅完成後） ※押印不用

※ 住宅の完成後3カ月以内に申請書を提出
（H31年度からは完成後の提出に統一されました）
※ 事業計画認定日より1年以内に補助金交付申請がなされない場合は、取り消しになります。
※ 県職員による現地確認を受けた場合又はとやまの木で家づくり応援工務店が施工する場合、不可視部の写真の添付は不要。

◎農林振興センターで書類のチェックをした後、センターから県庁森林政策課へ書類を送付

補助金の交付及び額の確定

※ 交付申請書の受理の順に補助金交付決定
※ 予算の範囲を超えた時点で受付を停止

補助金の支払い

※ 交付申請書が県庁森林政策課で受理した後、通常1～2週間程度で指定された口座へ振り込み

〔住宅の完成が翌年度にずれ込む場合〕
・（翌年度の予算編成の結果、本事業が継続となった場合には）完成後に補助金交付申請書を提出いただくと、翌年度の事業の対象となります。

・補助金の額の算定や補助要件等は、翌年度の事業実施要領に基づきます。